

安全な調査体制が確保できるまで、国勢調査の延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に拡大し全世界を不安に陥れている。世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面し、わが国経済も、国難と言うべき厳しい状況に置かれている。

本市や沖縄県においても、当初の感染経路は移入例に限定されたが、市中感染が加わり、感染者は爆発的に増加し、市民、県民の不安がさらに増幅した。

現時点では、外出自粛などにより新規感染者数は大幅に減少しているものの専門家によれば、ワクチンや治療薬が開発途上の中、秋口から冬場にかけて第2波、第3波のおそれがあり、感染者増加のスピードが高まってくれば、2度目の緊急事態宣言もありうるとの見解である。

このような現況下で国勢調査を実施することには、次のような懸念がある。

○ 市民が新型コロナウイルス感染を心配し、接触の機会を避け、調査に応じない可能性があること。

○ 調査対象と接触し応対する業務を担う国勢調査員を十分に確保できないこと。

○ 医療機関や社会福祉施設等に対し、調査への協力を求めることが困難であること。

しかし、国勢調査は、国や地方公共団体の政治・行政で活用され、民間企業や研究機関などでも経営や研究などの基礎データとして幅広い用途に利用されており、日本で最も重要な統計調査とされているため、上記の懸念事項を全て解決したうえで、実施されるべきである。

なお、国は国勢調査を郵送かインターネットでの回答を推進することのだが、さらなる新型コロナウイルス対策の徹底が求められる。もし新型コロナウイルス対策が不十分であるならば、国勢調査の延期についても検討しなければならない状況にある。

よって、本市議会は、下記のとおり強く要請する。

記

1 令和2年国勢調査について、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底した上で実施することとし、もし対策が不十分であるならば、安全な調査体制が確保できるまで延期すること。

2 国勢調査が安全かつ円滑に実施できるようガイドライン等を整備し、国勢調査の重要性、調査方法等の安全性について国民から理解を得られるよう、早い段階から、様々な媒体を活用して国民に周知すること。

3 国勢調査を実施する際には、感染症対策に係る経費についても、全て国から予算措置を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月1日

那覇市議会

あて先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣